

## 中国通商銀行の設立と香港上海銀行 (The Hongkong and Shanghai Bank)

——一八九六年、盛宣懷の設立案をめぐって——

浜下武志

### 序——時代背景

中国近代経済史をその国際的契機において見るとき、第一次鴉片戦争後の南京条約から一八六〇年の北京条約に至る時期を第一の開港期とすれば、一八九四年の日清戦争から一九〇〇年の義和団の乱を経て、一九〇二年の英清通商条約(マッケー条約)に至る時期は、第二の開港期と見做すことができよう。

この中国開港の第二期には、「門戸開放」と「勢力圏獲得」とに表わされる、日本も加わった列国間の利権獲得競争が展開された。そこでは鉄道投資、対政府借款を始めとする大規模な国策的投資活動が進められ、その先頭に列国銀行団が立っていた。第二の開港が資本投下と利

権獲得とを目標とし、それらが通貨・財政問題など清朝政府の施策そのものに直接係わって行なわれたところに、貿易拡大を狙いとした第一の開港期とは質的に異なる内容を持っていた。<sup>(1)</sup>

この時期の対外経済関係の特徴は、(1)对中国貿易におけるイギリスの独占的地位の後退、(2)鉄道及び鉱工業投資、对中国政府借款の増大、(3)銀価下落の中国財政に対する影響の顕在化、の三点にまとめられる。

(1) 貿易につき、まず輸入では綿製品が増大し鴉片を凌駕する。国別構成比は綿布につきアメリカの増大、棉糸はインド、日本の急速な増大がある。輸出では、生糸・絹織物の増加、茶の市場変化(アメリカへの日本茶、

イギリスへのインド・セイロン茶の増大)、中国産大豆類等雜貨のアジア諸国向け輸出の増大が見られる。中国の対外貿易は総じて、イギリスの独占の崩壊(アメリカ・インド・日本の進出、アジア域内貿易の増大があった。<sup>2)</sup>後述する如く、これらの貿易関係の変化を背景に、貿易金融が外国銀行に独占されていることに対して、中国資本による為替銀行の設立が企図されることとなる。

(2) 日清戦争の後、上海において外国企業を中心に全般的投資ブームが発生した。それはまず株式投資の増大として現われた。即ち、銀行・航運・ドック・保険・倉庫・鉱山・製造業(下関条約で工業企業権が諸外国に与えられたため工場建設が促進され、イギリス系紡績工場が設立された<sup>3)</sup>)・公共事業・不動産に及び、そのうち銀行・鉱山・不動産関係会社の人気は高く、一八九七年末に香港上海銀行の株価は一七六%のプレミアムを記録した。またこれらの株式投資には多くの中国人株主が加わっており、<sup>4)</sup>盛宣懷が中国通商銀行の設立に当り、中国人商人からの株式募集が可能であると判断した理由も、この状況を反映している。株式投資の他に、社債、公債への投資も活発になされ、对中国政府借款も、一部は上海で募集

されている。これらの投資活動を積極的に促進する役割を担ったものが、一九世紀末に中国に進出した一連の植民地銀行であった。一九世紀中葉から既に基盤を築いていた Hongkong and Shanghai Bank や Chartered Bank of India, Australia, and China などのイギリス系銀行の他に、一八八九年 Deutscho-Asiatische Bank、一八九一年 Bank of China, Japan, and the Straits, Ltd., National Bank of China, Ltd. (共にイギリス系)、一八九二年横浜正金銀行、一八九六年 Russo-Chinese Bank、一八九八年 British and Chinese Corporation (Jardine Matheson & Co. と Hongkong and Shanghai Bank の共同出資になる投資会社)、一八九九年 Banque de l'Indo-Chine、一九〇二年 International Banking Corporation (アメリカ)、Banque Belge pour l'Étranger、一九〇三年 Netherland Trading Society など、各国の国益を代表する銀行が相繼いで中国に進出した。そしてこれらの銀行が清朝政府に借款を供与し、また賠償金の受取りを仲介した。この時期の清朝政府の対外借款については、一八九四年に戦争借款計六六四万ポンド、対日賠償金のため、一八九五年の露仏借款・英独借款、一八

九八年の第二次英独借款の計四、二八〇万ポンドがある。その後一九〇一年に義和団賠償金四億五千万両(約六、七五〇万ポンド)が付加された。以後、数字上の各年返済額は歳入額(約一億両)の半額にも及ぶ。この他鉄道・鉱山の借款は一、三〇〇万ポンド以上にのぼり、従来まで返済に充当してきた海関税ではまかないきれず、借款返済のための借款が繰り返された。

(3) これらの変化を直接、間接にもたらし、かつ促進した事態に、銀の金価格(銀価)下落があった。これは比例的に上海の銀両<sup>銀</sup>為替相場<sup>レ</sup>の下落をもたらし、一八九二年から十年間の変動幅をみると、一上海両が 3s. 11.625d. から 2s. 7d. まで三四・九%下落している。これがもたらした影響に関する評価は、銀貨圏から金貨圏への輸出促進、輸入制限の役割をはたすという基本認識があったが、この貿易金融への影響のみならず、アジア銀貨圏への投資を促進させる要因となり、更に、インドにおける一八九三年の銀貨自由鑄造停止から一八九九年の金貨本位制の採用、日本の金本位制採用など、アジアの銀貨国の対応により、中国にその影響が集中した。即ち、銀価下落の下で多額の賠償金や外債を金建で返済す

ることは、恰もインド政府が「本国費」Home Chargesを金建で支払わねばならぬため、銀価の下落に伴なうルビー為替の下落がインド政府の財政負担を増大させた事態と同様な状況に清朝政府が置かれたためである。しかも、主要な財源であった海関税も、借款の担保及び返済源としての機能を一層強め、又大量の銀流入は、一層の銀両為替価値下落と、国内銀流通における銀賤錢貴現象による通貨混乱とをもたらした。当時中国の識者が「暗中耗折(知らぬ間に損失を被る)」と憂えた銀価下落の影響は以上の如き内容を持っていた。

このような状況に迫られ、それへの対応策として多くの論者が主張した経済政策は、外債に代り内債(昭信股票)発行による資金確保、幣制改革、銀行設立、商戦Ⅱ実業振興の断行、であった。そしてこれらの各目標を包括した対応策として、以下に見る一八九七年盛宣懷による中国通商銀行設立があった。

#### 一 課題設定と問題の限定

中国通商銀行は、清朝政府の許可の下に盛宣懷によって設立され、一八九七年四月に上海で開業した。香港上

海銀行の規約を全面的に採用し、同行からA・W・R・M・I・T・L・Dを傭聘した中国における最初の有限組織の銀行として出発した。以降、義和団の乱、辛亥革命、第一次大戦、日中戦争、内戦など幾つかの転機を経ながら、寧波系銀行の一つとして、中国に進出した外国諸銀行と中国錢莊業との両者に信用を博し、中国銀行業史上特異な地位を形作ることとなる。中華人民共和国成立後は、公私合営連合董事会・連合総管理処に一九五一年五月に改組（新華銀行主宰）され、現在に至っている。この中国通商銀行史とりわけその設立過程の検討に当っては、従来の研究史とも係わって次の四項に互る課題がある。

第一は、「西洋式近代銀行の嚆矢」或いは「中央銀行の先鞭」という観点から一九〇六年の戸部銀行の前史として位置付ける分析の再検討である。盛宣懷と共に実業振興を推進した湖広総督張之洞が、

西國銀行官開商開判然、不同其章程。……此次原擬章程不官不商、亦官亦商。不中不西、亦中亦西、利弊殊難詳審。

と指摘する如く、中国通商銀行は、西欧において国立銀行と民間銀行との区別が截然としている点とは異なり、

両者の区別或いは中国方式と西欧方式との区別が判然とせず、いずれか一方に律し切ることとは不可能であるという通商銀行個々の性格を持っていた。従って、これら両側面の融合の内容如何という観点からの検討こそが、当該銀行自身、更には日清戦争以後の上海金融資本の特徴を明らかにする積極的の手掛りを与えるものであろう。

第二は、中国通商銀行を、盛宣懷が推進した官督商辦企業（輪船招商局、電報總局、華盛紡紗總局）の一つとして位置付ける諸研究の再検討である。清末官僚の企業經營の検討は、これを当時の実業振興を規定していた国際的国内的条件全体の中に位置付けてみると、なかでも銀行は民間も含めた他の諸企業に対して統括的影響力を行使する位置にあったのみならず、政府の財政金融策に深く係わらざるをえなかったことが明らかになる。そこではおのずから洋務派の企業經營とは異なる歴史状況Ⅱ上海金融資本の新展開、があったと言えよう。

第三は、銀行設立の歴史的動機が銀価下落という事態によって与えられており、銀行設立が借款並びに賠償金の実質的増大の回避と幣制改革に向けた歴史的契機を成したという歴史的展望に立った観点からの検討の必要

性である。即ち、中国通商銀行の設立及びそれをめぐる議論は、一八七〇年代から始まる銀価下落がアジア銀貨圏に及ぼした影響の一つの帰結であり、同時に一九三〇年代中葉の中国幣制改革に向けた出発点としての意義を持つているということである。

第四は、中国通商銀行が香港上海銀行に則り設立、運営されたことより、同行の歴史が香港上海銀行の裏面史を形成しているという観点からの検討である。盛宣懷が総理衙門の批判に対しても一貫して香港上海銀行に依拠すると主張し、設立が実現したところに、香港上海銀行が清朝政府に対して、並びに各開港場において持つ影響力の大きさを見ることができよう。更にこのことは、同行が他の植民地銀行と異なり、植民地香港を拠点に活動した植民地銀行の典型であることを闡明する上で、中国通商銀行史は不可欠の研究対象であると考えられる。

以上に述べた如く、中国近代経済史を形成した国際的契機に着目し、貿易金融並びに通貨財政史上の主要課題相互間の結節点の一つに中国通商銀行史を捉えんとするのが筆者の問題関心であるが、本稿ではこの検討の出発点に相当する中国通商銀行の設立過程のみを検討する。

一八九六—一八九八年に互る中国通商銀行の設立過程は次の三期に区分される。第一期は一八九六年九月から二月迄の時期で、盛宣懷の設立案が上奏され、基本的準備が進む。第二期は翌年一月から四月までに互る銀行批判、中止要請と盛の反論とが交錯する時期であり、第三期は四月末の開業から翌年四月まで一年間の試行錯誤の過程である。但し本稿では、第二期の初めまでを扱い、香港上海銀行の定款との比較を中心としたい。

## 二 盛宣懷「條陳自強大計摺」、「請設銀行片」

日清戦争敗北直後の一八九五年七月二日（光緒二十一年閏五月二十七日）、光緒帝は各省將軍、督撫に交法自強を実現する方策の建言を求めた。上論は、

自來求治之道、必當因時制宜。況當國事艱難、尤應上下一心、圖自強而弭禍患。……如修鐵路、鑄鈔幣、造機器、開各礦、折南漕、減兵額、創郵政、練陸軍、整海軍、立學堂、大約以籌餉練兵爲急務、以恤商惠工爲本源、此應及時舉辦。

とあり、鉄道建設、幣制から軍事、教育に及ぶ国政全般に互っており、また、恤商惠工爲本源の一句に見られる

とおり、この時期を前後して清朝の商業政策は形式的には伝統的抑商から保商（恤商）へと転換することが示される。これは一八六〇年代以来の洋務運動期になされた、官僚の貨殖のための企業経営では対応できぬ状況が出現したからである。そこに於ける状況認識は、

近自與泰西各國通商以來、利源日涸、商務日壞。

……泰西各國以富强爲首務、或專設商部大臣、其他公司商會隨地經營、不遺余力。<sup>(10)</sup>

とあるように、西欧との通商開始後から中国の富が流出し商業が破壊された、と捉え、西欧の富强の原因が、上下一体となった商業政策の推進にあると見做している。

これら対外経済関係に対する危機感に基づき多くの変法自強策が主張され、その中に、輪船招商局並びに電報総局督辦、天津海關道兼津海關監督、四品京堂盛宣懷による「條陳自強大計摺」及び「請設銀行片」が一八九六年一月一日（光緒二十二年九月二十六日）に上奏された。<sup>(11)</sup>

前者において彼は、練兵、理財、育才三項の改革を唱えた。理財の項では、鉄道建設の促進、圖法（貨幣制度）改革の提案と共に、

西人聚舉國之財、爲通商惠工之本。綜其樞紐、皆在

銀行。中國亟宜仿辦、毋任洋人銀行專我大利。中國

銀行既立、使大信孚於商民、泉府因通而不窮、仿借

國債可代洋債、不受重息之挾制、不喫<sup>ポンド</sup>鎊價之虧折。

と述べ、西欧では通商惠工の枢要を銀行が占めており、

中国もこれに倣い、これ以上外国銀行に中国の利を独占

させてはならないと断じた。銀行が商民から信用を得た

ならば、貨幣流通は円滑となり、外債に代えて内債を募

ることが出来るから、巨額な利息負担や金価上昇による

損失を免がれる、と利点を説いている。加えて彼は「請

設銀行片」において銀行設立の具体的な構想を示した。

彼はまず、多くの論者の銀行設立案は西欧の国立銀行を

導入しようとしているが、しかし銀行は商人の問題であ

ると反駁した。<sup>(12)</sup> 銀行の内容は、各省の公正殷実な紳商を

選り総董（取締役）とし、株式を発行して中国商人から

五百万兩の資本金を集め、北京・上海に中国銀行を置く、

というものである。そして、粵（広東）・閩（福州）・浙

（寧波）・滬（上海）・江漢（漢口）の各海關官銀号（海

関に附設され徴税の集金面を担当する半官半民組織）を

経営する厳信厚に<sup>(13)</sup>大局を統轄させ、滙豐銀行（香港上海

銀行）の規則に準拠して設立し、人事や経営も滙豐銀行

のやり方に則る、と民間銀行の範を、中国における最大の外国銀行である香港上海銀行に求めた。更に、銀行が一兩<sup>テアル</sup>の重量の銀貨を鑄造することも提案した。

一層具体的には「銀行大概章程」で示されるのであるが(第三節に後述)、ここで既に、共に一八六〇年代以降に形作られた海関銀号と香港上海銀行という内外の金融機関に關連付けて銀行を構想している点、更に、大量に流通する外国銀貨(ドル貨)の模造ではなく、錢莊の決算単位としての銀兩(当時一兩は約一・四ドル)の貨幣を鑄造して上海金融市場の便に供せんと図っている点に、銀行の基本的性格が表わされている。

盛宣懷の上奏のうち銀行については、一月一二日(十月八日)に「著即責成盛宣懷、選擇股商、設立總董、招集股本、合力興辦、以收利權<sup>14</sup>」と設立許可の上論が下った。続いて二月六日(二月二日)、總理衙門が自強大計策に対して覆奏を行ない、先の上論を承け、「並准其附鑄一兩重銀圓十萬元、試行南省。如無窒礙、再由戶部議訂章程辦理<sup>15</sup>」と銀行に銀兩貨鑄造を試みさせるべき旨の上奏を行なった。これを受け、同日付の上論でこの提案が裁可された。

これにより盛宣懷の設立準備は本格化するが以下に、準備過程に生じた問題を盛宣懷と他の官僚との往復書簡、電報によって見ていこう。

1. 資金問題。銀行設立のための資金調達源として、盛宣懷は華僑資本と海関資金とを打診している。盛は既に七月末に王文韶、張之洞宛に、盧漢鐵道資金募集が銀行設立を抜きには不可能であるとし、シンガポール領事であり大商人である張振勳を動かせば当地の中国商人からの資金調達を図ることができる旨を伝えている<sup>16</sup>。結果は不首尾に終わったようであるが張振勳は後に鐵道事業に参加し、中国通商銀行の董事に加わっている。次に盛は、海関総稅務司ロバート・ハートに資金提供を要請した。ハートとの面会につき、「中国商人を募って中英銀行の開設を検討した。ハートは海関を手中にしており、中国商人は必ず籠落<sup>17</sup>されてしまうであろう」と述べ、ハートからの資金提供は不都合と見ている。この点につき張之洞は既に強く反対していた。「尊處(盛)前擬銀行全歸商辦。赫(ハート)必取資官本、利權旁落<sup>18</sup>」と伝え、ハートから資金を仰ぐことは民間銀行の原則に反すると批判した。かくして大口資金提供者の獲得は一頓挫を来し

たが、このことが、後述の如く、盛宣懷の關係する企業からの出資に結び付くこととなる。

2. 貨幣鑄造問題。一八九六年一月二日(光緒二十二年一月一八日)、盛は総理衙門の李鴻章宛電報で、株式募集の順調な進行を報告した後、「南洋(劉坤一)現購鑄銀機器、擬設金陵、必難暢行。如能開設上海、責成銀行辦理、而利歸諸官、可期暢行」と記し、金陵に建設が予定されていた鑄造機械を上海に移し、銀行の運転に任せることを提言した。李鴻章はこれに対し、「銀圓一兩重實難通用、不若仍照日本式様、可抵墨洋(メキシコドル)、便免漏卮。望三思而行、勿執成見」と答え、日本がメキシコ銀に倣って鑄造した円銀と同様のドル貨を鑄造すべきであるとした。一兩銀貨を鑄造するという盛の提案も実現されず、また、当時、銀貨・錢貨の私鑄の弊が叫ばれており、鑄造局の民営案も実を結ばなかった(但し、開業後に一兩銀行券が発行されている)。

3. 海関銀号問題。海関は新関又は洋関とも称され、新たな開港場に設置され、外国人税務司によって管理・運営されていた。海関銀号はこれに附設されて集金を担当したが、徴集金については独自に運用しうる余地があ

った<sup>(21)</sup>。盛宣懷は「銀行前與嚴道信厚初議、以歸併關銀號爲可行<sup>(22)</sup>」という、海関銀号を銀行の下に統一する構想を持っていた。新たに設立する銀行の支店に海関銀号を利用せんとした訳である。しかしこれにも強い反対が出される。李鴻章は、銀行が各銀号の經營を壟断することは國家に無益である、と批判し、戸部侍郎張蔭桓は、嚴信厚は海関銀号を銀行に合併することは具合が悪いと言っているが、これは貴下の意見と異なっているではないか<sup>(23)</sup>、と指摘した。盛は、「銀行は官の資金を加えないし各銀号も定まった業務がある。銀行が開業した後に官金預入れも求めているのであるから(銀号を資金源にするようなことはなく)、壟断の惧れはない」と解答するが、結局海関銀号を新設の銀行組織に組み込むことは断念され、官金預入の実現に力点が移る。

4. 官金預入問題。民営銀行を原則として設立準備が進められてきた中国通商銀行は、盛が働きかけた資金確保、銀両貨鑄造、海関銀号統合等の試みはすべて不首尾に終わった。旧套に則った当時の実業振興風潮の中で、盛宣懷の構想が各方面からの批判に逢着したと見做せようが、両者の分歧が決定的な段階に至らなかった理由は、

第一節の張之洞の銀行認識にも見た如くそれが新形式の銀行であり把握が困難であったという状況に加え、両者が共同で携わる鉄道建設を始めとする実業策があったためである。盛宣懷もこれを手掛りに官金預入を戸部に要求した。一八九七年一月三日（光緒二十二年二月一日）戸部尚書翁同龢、戸部侍郎張蔭桓に宛た電報で、

銀行商股五百萬已經認定。惟各商董皆知俄行（露清銀行）已撥五百萬兩。而華行（中國通商銀行）反無官股、恐不見信外人。……原議加入官本二百萬、與商一律分利氣勢較盛。從前華商不要官本、今因俄行而要官本、皆有情理。<sup>(26)</sup>

と述べ、政府が露清銀行に出資するのに反して中国の銀行に出資しないことになると一般の信用を得られないとし、公金（官本）二百萬兩の預入れを求めた。また、公金には年利五%を払い、六年を限って返済することも伝えた。<sup>(27)</sup>これに対して翁同龢は、割くことができる資金は無いとはねつけ、更に、盛宣懷がその任に当っている盧漢（北京—漢口）鉄道の資金募集が進捗していない点を批判し、王文韶、張之洞（共に盧漢鉄道建設の任に当る）と協議するよう促した。<sup>(28)</sup>

公金預入問題は最終的には百万兩が実現するのであるが、一八九六年後半の準備過程において、盛宣懷の構想は既に基本的には受入れられ勅許も下されているものの、個々の問題では壁にぶつかっていた。

この過程で注目しておくべき問題は、構想が持つ全体性にも拘らず準備過程における盛の行動が孤立的・分断的であるということである。構想の具体的内容に関しては次節で見えるが、盛の働きかけとその結果は、設立許可を受けた提案の実施過程としては円滑であったとは言いがたい。この事態は、まず第一に、上諭即ち皇帝の勅許が、設立準備を試みてもよいとする出発の合図に止まり必ずしも設立を保証する措置を意味していないこと、第二に、財政機構上、総理衙門、戸部、海関（総稅務司）はそれぞれ独自の立場を持つこと、を示していると言えよう。これに各省独自の財政的利害が加わり、盛宣懷が当面した諸問題の全体関係を形作っていた。

### 三 中国銀行大概章程<sup>(29)</sup>と香港上海銀行条例<sup>(30)</sup>

一八九七年二月二日（光緒二十三年一月一日）、盛宣懷は香港上海銀行条例に範を取った中国銀行章程二二条を

(41) 中国通商銀行の設立と香港上海銀行

総理衙門に電奏した。本節ではこの要点を逐条的に検討する(漢数字に\*を付した条項は、後に批判を受けたものであることを示すが具体的には次稿で検討する)。

一\* 特命により開設される中国通商銀行は、公金の預金を受けて官に保護されていることを示す。

二 各地方から北京への公金の送金は、本行が為替を取扱い為替料を減少させ、公金を預り利息を付す。各港各省及び外国に支店を設け為替支払いの便を図る。

註…公金の送金は従来山西票号が扱ってきたが、盛はその代替を企図している(註は筆者註を示す)。

三\* 人事・経営は滙豊銀行(香港上海銀行)を基準とし、政府派遣の委員を置かず、自ら取締役を定め、官場の習気を払拭する。

註…香港上海銀行条例(以下政庁条例と略記)十九条に取締役会につき以下の規定がある。総会・臨時総会の開催、銀行の運営及び取締役の選挙並に資格審査、四分の一以上が毎年交替、禁止事項の監視、営業報告・監査報告の公表、香港総督からの照会への応答、経営者の任命並に支店の開設。

四\* 上海に本店を設け、光緒二三年春に開業し、同時に

北京に支店を設け北京通商銀行と称す。外国の支店では中国通商銀行と称す。

五 支店の無い都市では公正股実な銀行を選び、支店設立まで為替支払いを委託する。

六\* 資本金五百万両は五万株に分け一株百両とし、募集は開業時に五〇両、第二回目二五両、三回目二五両を払うこととする。すべて有限責任会社の例に照らし毎株百両の払込みを以て完了する。

註…政庁条例五―九条に、資本金五百万ドル、四万株に分け一株一二五ドルとし、半額払込みで開業するなどの規定がある。盛宣懐の章程は、公称資本金、払込み資本金の区別を導入しているが、これが形式のみであったことは、これと関連する有限責任の表現を訂正したことから窺うことができる。即ち、「有限公司」を削除し、「商本又有定数」と変更した。有限が、銀行信用の有限と見做されることを危惧したためである。

七 第一回目の株金二五〇万両の内、百万両は輪船招商局・電報総局の持株として盛大臣が引受け、百万両は銀行の各取締役の持株とし、残りの五〇万両を各地の商人から募集する。…集金は各地の招商局・電報局

が当面代替する。

八 本行は特命を奉じ、商人より資本を募集する。国庫金二百万両の預入れを仰ぎ、利息は国に納め、官商關係のあるところを示して諸人に信を得る。

九\* 本銀行は欧米の銀行に倣い六カ月毎に決算をおこなひ、株主への配当は年間八%とする。更に利益があるとき、……積立金並に役員賞与を除き、なおその残額は八割を株主へ分配し、残りを国に納め、本銀行の紙幣発行・銀錢鑄造・国庫金預託・公金の為替送金などすべての保護に報いる。

註…株主への配当は、香港上海銀行の場合、銀価下落による実質的減少を避けるためにポンド建定額配当(一八九六年度は一株につき一・五ポンド)に変わっている。

十 取締役(董事)を十名と定め、……上海に居住し業務に精通する者三名を選び、専務取締役とする。

十一\* 本銀行の営業は、西欧諸国が中国に設立した銀行と同じく、上海本店、北京その他通商港や外国の支店において、西欧人を登用して支配人(大班)とし、営業から銀錢の出納まで一任し、買辦がこれを補佐する。

十二 本銀行は西欧の銀行に倣い、取締役はすべて中国人とし、他に上海に居住する公正殷実、商情に精通した外国商人二人を顧問とする。

十三 各地の支店では、その地の最大株主を立てて主任とし支店の監督を行なわせる。但しこの人選はすべて本店の重役・株主の承認を得る。

十四 銀行の買辦は支配人が任用するが、本銀行はすべて中国人の株主並に重役であるから、本支店の買辦は重役が推挙した者に限る。なお外国銀行の例に照し、買辦には確実な保証人を立てさせ或いは保証金を預け入れさせ、職務の権限を定め、契約書を作る。

十五\* 上海本店の支配人は既に英人A・W・W・メイトランドに決定した。香港上海銀行に数十年間務め、中西の銀行業に精通している。<sup>(32)</sup> 買辦には陳笙郊を決定した。錢莊経営者であり声望も高い。<sup>(33)</sup> 本行に雇う外国人はメイトランドが、中国人は陳が選抜する。<sup>(34)</sup>

十六 中国で営業する外国銀行は、銀両の預金や貸付の利息は年間二―五%にすぎない。貸付・担保付貸付の利息は年間六―一二%である。貸付利子は拆息に準拠し<sup>(35)</sup> 期日も極めて短く、担保付貸付は時価を勘案して減

(43) 中国通商銀行の設立と香港上海銀行

額してしまふ。本銀行もこれらに倣い、必ず担保を取  
り保証人を立てて貸付を行ない、損失を出さぬように  
する。

十七 本銀行は香港上海銀行に倣い、銀兩と銀円(ドル)  
の銀行券を各五種(百、五十、十、五、一、の五種)  
発行する。銀行券発行総額は準備金の額を越えない。

註・香港上海銀行の銀行券はドル券のみである。但  
し同行が他の植民地銀行と異なつた点は銀兩貸付も行  
なつた点である。

十八 本銀行が官衙に貸付をする場合、外国の例のよう  
に本店の重役・支配人・外人が審査し、相互に取決書  
を交し、戸部の許可を得る。香港上海銀行が本国の貸  
付規則に基づいて債券を発行する方法に準じ、本銀行  
は債券を発行し年利を取取る。

十九 原提案にある銀貨錢貨の鑄造については、本店開  
業後に取締役が審議し盛大臣が章程を定める。

\* 二十 上海に商業會議所(商会公所)を設ける。鉄道・  
輪船・電報・金鉱会社などで商業會議所に加入してい  
るものとの取引は、すべて章程に基づいておこなう。

二十一 香港上海銀行が開業したとき株式は一千万ドル

であり、<sup>25</sup>何期かに分けて募集した。光緒二十二年(一  
八九六年)の決算報告では、純益を除き、積立金六〇  
〇万ドル、保証積立金二五万余ドル、ドル紙幣流通額  
九〇〇余万ドル、各所の預金六、一三七万余ドル、現  
金五、七一九万余ドル、為替手形一、四八二万余ドル、  
一株一二五ドルの株式に三七五ドルの値段が付き二五  
〇ドルの騰貴である。同行の高成長はすべて適材を得  
ていることにある。今中国で銀行を開設するに当り、  
将来とも経営に当る人物には官場の習気が無く、商務  
に熟悉している人物を選ぶ。

二十二 本銀行は半年毎に決算をなし香港上海銀行の例  
に倣い、支配人の外国人が報告書を作り、各株主並に  
政府へ配布する。

以上の章程二十二条は取締役が合同で香港上海銀行  
の章程を審議し、盛大臣が決定した。

註・香港上海銀行条例に規定されている、負債限度  
額・投機禁止・支払停止・破産などの各条項は、中国  
銀行大概章程には見られない。

以上に見た中国通商銀行章程は、一連の盛宣懷の提案

の内では最も具体的なものである。この具体性は、香港上海銀行条例に則り作成されたことに負っているが、後に批判を受けた条項（\*を付す）が半数に及んでいることに端的に示される如く、中国において実現可能性を持った具体的規定からは程遠かったと言わねばならない。しかし今、本章程の内容に則してその特徴を整理すると、次の二点にまとめることができよう。

第一のかつ基本的な特徴は、中国通商銀行が民間商業銀行であることを強調している点にある。これは「官場の習気を除く」(三、二十一) 銀行組織の設立のみならず、経営者を香港上海銀行から傭聘することに示されている。更にこれを機構的に保証せんとしたものが、商業會議所の結成(二十)であらう。この条項には、中国通商銀行が盛宣懷の私的営利事業であるという批判を避ける狙いがあるのみならず、銀行が中心となり官僚の企業経営を商業界と結びつけようとし、総じて、今後の活動の場としての上海商業界に対する配慮が強く払われる。この章程に対して総理衙門その他から多くの批判が出されるのであるが、盛宣懷がそれに答える以前既に三月一二日付で、上海の外国商人の利害を代弁する北華捷報

*The North-China Herald* の "An Outline of the Constitution of the Imperial Bank of China" という記事が掲載され、銀行設立の内容が伝えられた。<sup>(17)</sup> 全体二十六条から成るこの銀行章程は今見た「中国銀行大概章程」二十条と基本的には同じ内容であるが、新たに規定された点、差異が認められる点は次のとおりである。

1. 銀行の名称は *The Imperial Chinese Bank of International Commerce* とされ(第一条)、また、ヨーロッパ・アメリカでは *Imperial Bank of China* と称す(第二条)。

2. 銀行設立の勅許は総理衙門の推薦によってなされた(第一条)。ここでは総理衙門の役割が強調される。

3. 二百万ないし百万両の預金を別枠で確保する(第九条)。この規定は先の公金預金に相当するが戸部からのそれとは明記されていない。

4. 銀行設立に向けた臨時取締役として、張振勲・葉成忠・嚴信厚・楊文駿・劉学詢・嚴滌・陳賢・楊廷泉・施則敬・朱佩珍の十名が挙げられている(第二六条)。彼らは皆当時の上海商業界の有力人物達である。<sup>(18)</sup>

右の取締役の人物からも上海商業界の有力者がこの銀

行の設立に参画し、経営を担おうとしていたことを知る。中国通商銀行章程の第二の特徴は、形式的には第一の民営問題と矛盾するのであるが、官との結びつきを積極的に働きかけている点にある。国庫金預入(一、八)、国庫金送金(二)、公債発行(十八)、或いは、総理衙門の推薦によって設立される(北華捷報の第一条)、などの規定は、銀行の信用を高めるために官と結びつくと同時に、銀行の営業領域に国庫金の扱い、公債発行を含めんとする意図を示している。

この章程を香港上海銀行条例との関連においてみると、註に於ても示した様に、必ずしもすべてが逐条的に訳されたのではなく、以下の三項の相互に異なる内容から構成されている。即ち、(1)香港上海銀行条例から直接に導入された条項(六の株式募集、九、十六他の業務・運営問題について)、(2)形式を援用しつつも、盛宣懷が改変して新たな意味内容を付与した条項(六の「有限责任」につき、中国の対人信用関係を拠って位置付けられている)、(3)中国の金融事情に根拠を持ち、それに基づき盛が独自に挿入した条項(一の公金預入、七、二十他の盛が関係する諸企業との結びつき、北華捷報の第二十

六条に見る取締役の選択について)、以上の三項への分類が可能である。このことは、章程のみからみても、中国通商銀行が単なる香港上海銀行の模倣でもなく、また錢莊や海関銀号の大規模化でもない属性を持つことを示していると考えられる。このうち特に(2)に着目し、銀行組織については大班―買辦関係(十一参照)、銀行経営については官民間関係の内実と帰趨とを明らかにすることがその属性を検討する際に必要であろう。

#### 四 小結

中国通商銀行章程に対する反響は早く、総理衙門を始めとして多方面から批判・意見が寄せられた。以降盛宣懷は一方では設立準備を進めつつ、他方では批判や意見に応じて章程に幾つかの修正を加えていく。そこには、批判者、推進者共に、初めて導入する外国銀行の定款に対する認識や対応に関する当惑と苦慮とが表われている。中国の富を吸収したと批判する当の植民地銀行を模倣することに内在する矛盾は、批判と推進との間に鋭い分岐を顕在化せしめざるをえないであろう。しかし、賠償・借款・利権に関し列国への対応が差迫って要請されてい

たため、その対立は決定的とはならず、銀行の活動そのものの結果が問われることとなる。批判及びそれへの対応、上海を中心とした銀行の活動についてはこれを次稿の課題としたい。

(1) 当時上海で発行されたイギリスの利害を代弁する *The North-China Herald* 紙は、イギリスにとって「アフリカの確保と中国の門戸開放」の二大任務が課せられており、中国に関しては「鑄造局と鉄道」に注目すべきである(一九〇〇年一月二十四日、一八九七年一〇月二二日)と力説している。

(2) これらの概況及び列国の貿易拡大の意欲は、当時中国に相継いで派遣された貿易使節団の報告に克明に記されている。例えば、Bourne, F. S. A. *Report of the Mission to China of the Blackburn Chamber of Commerce 1896-7*, Blackburn, 1898. *Chambre de Commerce de Lyon, La Mission lyonnaise d'exploration commerciale en Chine 1895-1897*, Lyon, 1898 などがある。なお貿易に関する統計は紙幅の関係で省いた(投資、銀価問題についても同様)が、これらは、中国海關貿易統計方法の歴史の変遷の問題と係わらせて別稿で論ずる予定である。

(3) 下関条約の工業企業権問題につき、田中正俊「日清戦争後の上海近代「外商」紡績業と中国市場——Charles Denby, Jr., Cotton-Spinning at Shanghai, *The Forum*,

September, 1899 の分析を中心として——」山田秀雄編『植民地経済史の諸問題』アジア経済研究所、一九七三年、石井摩耶子「一九世紀後半の中国におけるイギリス資本の活動——ジャーディン・マセソン商会の場合——」『社会経済史学』四五巻四号、桑原哲也「日清戦争直後の日本紡績業の直接投資計画——東華紡績会社の事例を中心として——」『経済経営論集』一四巻二号、などを参照。

(4) 汪敬虞「十九世紀外国侵華企業中的華商附股活動」『歴史研究』一九六五年第四期、Yen-Ping Hao, *The Compravore in Nineteenth Century China: Bridge between East and West*, Cambridge, Mass., 1970 参照。

(5) 各国それぞれへの影響の具体的現われについては、インド、日本、中国において評価は異なっている。インドに関し、一八九三年ハーシマン委員会の銀価下落と輸出促進とを直接結びつけることに対する否定的見解 (British Parliamentary Papers, Indian Currency Committee, *Report of the Committee appointed to Inquire into the Indian Currency*, 1893, p. 12) と、日本に関し、一八九六年の『貨幣制度調査委員会報告』に見られる相関関係の一定の肯定、中国に関し、駐上海イギリス代理総領事 G. シヤマンの条件付肯定 (British Parliamentary Papers, *Report on the Effect of the Fall in Value of Silver on Prices of Commodities in China*, 1894, pp. 16-17) などがあるが、詳細は一八七〇年代中葉以降の銀価問題検討の

(47) 中国通商銀行の設立と香港上海銀行

- 一環として別稿にて扱う予定である。
- (6) 徳永清行『支那中央銀行論——その歴史的展開と基本課題の研究——』有斐閣、昭和一七年、二二—二五頁。宮下忠雄『支那銀行制度論』巖松堂書店、昭和一六年、二八一—三一頁。周葆燾『中華銀行史』上海、一九一九年、第六編、一七頁。
- (7) 「香帥(張之洞)致奏帥(王文韶)電」『愚齋存彙』卷二十七、電報四、十二a。
- (8) Albert Feuerwerker, *China's Early Industrialization, Sheng Hsuan-Huai (1844-1916) and Mandarin Enterprise*, Cambridge, Mass., 1958, pp. 225-241. 中村義「清末政治と官僚資本——盛宣懷の役割をめぐって——」東京教育大学文学部東洋史研究室アジア史研究会『中国近代化の社会構造——辛亥革命の史的位位置——』一九六〇年、三一—三五頁。のち、同『辛亥革命史研究』未来社、一九七九年、に一部収録。
- (9) 『光緒朝東華錄』光緒二十二年閏五月二十七日。
- (10) 王鵬雲「奏興辦商務疏」陳忠倚『皇朝經世文三編』卷二十九、戶政七、二b。
- (11) 『愚齋存彙』卷一、奏疏、三一十丁。十四—十五丁。盛宣懷(一八四四—一九一六)は江蘇省武進県出身。号は愚齋。『皇朝經世文統編』の編者盛康の長子。一八七〇年、回民反乱鎮圧時に李鴻章の幕下に入り、その後多くの洋務企業の経営に携わる。日清戦争後の李の後退以降、湖広総督張之洞との結びつきを強め、実業や外交面で活躍する。
- (12) 中国に国立銀行を設立する提案は、鄭観応『盛世危言』の「銀行」篇にイギリス銀行の例を紹介しつつなされているが、ここで盛宣懷が問題としている提案は、同じく一八九六年に容闈が、アメリカの National Banking Act に依拠した「請創辦銀行章程」「續擬銀行條陳」であると考えられる。この案は戸部の賛成を得たが、上奏直前に盛宣懷によって挫折せしめられた。
- (13) 嚴信厚は字筱勅、浙江省慈谿縣出身。李鴻章の幕下にあつて、武器、軍糧の調達を行なつた。その後、紡織その他の企業経営を広く手がけ、上海商業公会の初代総理となる(姚文枏等纂『上海縣續志』民国七年、卷二十一、游寓、十四b—十五a、他参照)。
- (14) 『大清德宗景皇帝実録』卷三九六、九b—十a。
- (15) 同前、卷三九七、二a。
- (16) 『愚齋存彙』卷八九、二五—二九丁。なお、王文韶は直隸総督兼辦理通商事務北洋大臣、張之洞は湖広総督を務める。
- (17) 『愚齋存彙』卷二五、十三a。
- (18) 同前、卷二五、五b。
- (19) 同前、卷二五、二三b。
- (20) 同前、卷二五、二四a。
- (21) C. John Stanley, *Late Ch'ing Finance: Hu Kuang-Yung as an Innovator*, Cambridge, Mass., 1961 註

波その他の海関銀号の経営者胡光墉(一八二五—一八五)の伝記である。

- (22) 『愚齋存彙』卷二五、三三丁。  
 (23) 同前、卷二五、二四a。  
 (24) 同前、卷二五、三二a。  
 (25) 同前、卷二五、二四a。  
 (26) 同前、卷二五、二九b—三〇a。  
 (27) 一月二一日(十二月十九日)張蔭桓、翁同龢宛の電報。それぞれ『愚齋存彙』卷二五、三三b、三四a。  
 (28) 同前、卷二五、三五b。  
 (29) 麦仲華『皇朝經世文新編』卷十下、商政、二八a—二九b。  
 (30) 一八六五年の香港上海銀行の設立に際し、イギリス政府は一八四〇年の植民地銀行条例に基づくべきものとしたが、香港政府は一八六六年の香港上海銀行条例(全三〇条)によって二年間の特許を与えた。一八八七年の特許更新時の主たる変更は、銀行券発行の準備として、現金準備に加え公債も認められた点である。従って、以下一八六六年の香港政府条例に基づいて検討する。  
 (31) 北京大学歴史系近代史教研室整理『盛宣懷未刊信稿』北京、新華書店、一九六〇年、一九頁。
- (32) A. H. W. Meitland Matland は、一八八〇年代末には香港本店の主任会計係であり、一八九四年には同行天津代理店に移っている。ここで天津海関道盛宣懷と往来したと推測される(*The China Directory*, 1889, 1894)。  
 (33) 陳笙郊は上海市錢業會館を設立している(中国人民銀行上海市分行編『上海錢莊史料』上海人民出版社、一九六〇年、五四頁参照)。  
 (34) *The China Directory*, 1898 に拠ると、中国通商銀行 Imperial Bank of China にはメイトランドを含め出納係他四名の外国人が記されている。  
 (35) 銀拆とも言い、短期貸付 *chop loan* の利子である。  
 (36) この時期における香港上海銀行の活動については別稿で論ずる予定であるが、払込資本金の動きは、一八六五年二五〇万ドル、七〇年四〇〇万ドル、七五年五〇〇万ドル、八五年七五〇万ドル、九〇年九、二九六、六七七ドル、九一年一、〇〇〇万ドルである。  
 (37) *The North-China Herald*, March 12, 1897.  
 (38) 根岸信『上海のギルド』日本評論社、昭和二六年、第三章「上海錢業ギルド」、参照。個々の人物については、銀行設立後の活動の中で見ることにする。

(一橋大学専任講師)